報告書

民間企業と同様の会計処理による 財務諸表の作成と行政コストの開示

平成13年6月

財政制度等審議会財政制度分科会 法制·公企業会計部会公企業会計小委員会

目 次

「特殊法人等に係る民間企業と同様の会計処理による 財務諸表の作成とう政コストの開示について」

「特殊法人等に係る行政コス 計算書の作成について」…………

「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」

第1章	行政コス 計算書作成の趣旨等1
第 2章	仮定貸借対照表、仮定損益計算書
第璋	キャッシュ・フロー計算書15
第傽	仮定利益金処分計算書(又は仮定損失金処理計算書)17
第璋	行政コス計算書18
第6章	勘定間の結合20
第章	連結行政コス 計算書21
第8章	附属明細書24
第9章	財務書類の注記26
第10章	適用時期及び経過措置27
補 論	ワーキンググループにおいて議論を行った個別論点等…30

(資料) 法制・公企業会計部会 公企業会計小委員会、公企業会 計ワーキンググループ委員名簿及び審議状況 特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針適用法人

特殊法人等に係る民間企業と同様の会計処理に よる財務諸表の作成とう政コストの開示について

特殊法人等は、政策融資や公共施設の整備といった公的な業務について、企業的経営の 要素を取り入れて実施するために設立された法人であり、その会計処理については、昭和 62年10月に財政制度審議会公企業会計小委員会により設定された特殊法人等会計処理基 準に準拠して行われているところである。同基準は、各法人の業務についての予算統制を 確保するための決算にする必要性等から、民間企業で行われている会計処理を一部修正し たものとなっているが、民間企業の決算書に親しい者から見て分りづらいといった問題点 が指摘されている。

本年4月に設立された独立行政法人においては、国民負担に帰するコストを表示する行 政サービス実施コスト計算書が作成されるなど、行政の説明責任を充実する新たな動きが 見られるところであり、他方、企業会計においても、連結への重点移行、時価会計の導入 等の新たな動きが見られている。

このような状況を踏まえ、昨年10月、財政制度審議会(当時)に公企業会計部会を設置し、 説明責任の確保及び透明性の向上の観点から、特殊法人等が民間企業として活動を行って いると仮定した場合の新たな財務報告の手法について1年を目途に検討を開始した。公企 業会計部会では、諸外国の先進事例も参考にしながら検討を進め、4回の議論を経て昨年 12月18日に中間報告として論点整理の取りまとめを行った。

論点整理においては、子会社との連結決算等の主要な検討項目を示しつつ、将来の国民 負担や内在的な損失等を含めて特殊法人等の業務に係る国民の負担を明確にするため行政 コスト計算書の導入が必要であり、ワーキンググループを設置して具体的な作成指針等を 検討することとした。

本年1月に設置された公企業会計ワーキンググループにおいては、いくつかの特殊法人 について行政コスト計算書の試作を依頼し、問題点の抽出を行うとともに、短期間に集中 的な議論を行い、特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針を取りまとめ、6月4日に 法制・公企業会計部会公企業会計小委員会に報告を行った。

法制・公企業会計部会公企業会計小委員会においては、この報告を受けて審議した結果、 対象となる全ての特殊法人等に係る、本年3月末の最新の財務状況について、本指針に基 づく行政コスト計算書の作成・開示を早急に行うべきであるとの結論に達した。

i

行政コスト計算書を中心とした財務報告書は、予算統制を確保するための現行の決算書 類に付加して作成されるものであり、次のような特色を有する。 特殊法人等について民 間企業として活動しているとの仮定に立つことにより、最新の企業会計原則の統一的な適 用を試みるものとなる。 最新の企業会計原則に準拠した財務書類となる結果、国民一般 に分りやすいものとなる。 最新の企業会計原則が統一的に適用される結果、特殊法人等 の財務状況及び業務運営状況等が網羅的かつ、統一的な尺度で示されることとなり、民間 企業の場合と同様の法人間の比較検討が可能となる。 国民負担に帰するコストを明らか にするため、企業会計原則では要請されない機会費用についても計算表示するほか、公益 法人との関係も開示されることとなる。

このような財務書類が作成・開示されることは、昨年12月に閣議決定された行政改革大綱に盛り込まれた特殊法人等の会計処理に係る透明性の向上に寄与することはもとより、 現在、政府として取り組んでいる特殊法人等の事務及び組織の抜本的な見直しを含め、今後の公的セクターのあり方を巡る議論にも大きく貢献するものと考える。

特殊法人等の政策を巡る議論における本財務書類の重要性に鑑み、先ずは本指針により、 速やかに行政コスト計算書等が国民に対して開示されることが最も重要であるが、同時に その作成が適切になされるよう必要に応じて外部監査の活用が望まれるところである。な お、今後の継続的な監査のあり方については、諸外国における動向等も踏まえつつ、さら に検討が必要と考えられる。

本財務書類の作成は、各特殊法人等においては現在の決算書類に付加して作成・開示されることとなるため、各特殊法人等に新たな事務負担をもたらすことは否めないが、自らの責務である国民に対する説明責任を果たすためにも、本指針に準拠した財務書類の作成の有する意義を認識され積極的な開示に取り組んでいただきたい。

平成 13 年 6 月 19 日

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公企業会計部会長 兼 公企業会計小委員会長 水 口 弘 一

ii

特殊法人等に係る行政コスト計算書の作成について

財政制度等審議会 財政制度分科会 法 制 ・ 公 企 業 会 計 部 会 公企業会計ワーキンググループ

1 公企業会計ワーキンググループ設置の経緯

特殊法人等の会計処理については、説明責任(アカウンタビリティー)の確保と透明性 の向上の観点から、特殊法人等が民間企業として活動していると仮定した場合の財務諸 表を企業会計原則に従って作成すること等について検討を行うことを目的として、平成 12年10月に、財政制度審議会に公企業会計部会が設置され、検討が開始された。その 後、同部会における4回の議論の結果、平成12年12月18日に論点整理がまとめられた。

論点整理においては、特殊法人等の業績の評価に加えて、国の財政に係る説明責任(ア カウンタビリティー)の充実と透明性の向上の観点から、特殊法人等の業務運営に伴う国 民の負担を明らかにする必要があり、このため、国民の将来の負担や内在的な損失等を 含めて、特殊法人等の業務に係る国民の負担を明確にするため、行政コスト計算書等を 導入する必要があるとされた。更に、行政コスト計算書の作成方法等について具体的な 検討を行うため、ワーキンググループを設置することとされた。

この論点整理を受け、平成13年1月25日の財政制度等審議会財政制度分科会総会に おいて、法制・公企業会計部会の下にワーキンググループを設置することが決定された。

2.ワーキンググループにおける検討状況

ワーキンググループは、平成13年1月29日に第1回会合を開催し、その後11回にわ たり、行政コスト計算書の作成方法等について短期間に精力的な検討を行った。検討は、 まず、業務内容の異なる主な特殊法人等について会計処理の現状調査を行い、企業会計 原則と異なる会計処理が行われている事項の洗い出しを行なった。この現状調査の結果 を踏まえ、行政コスト計算書試作の指針を作成し、政策金融を実施している法人、公共 事業関係業務を実施している法人、研究開発業務を実施している法人及び出資業務を実 施しており子会社との連結情報が重要と認められる法人の4法人について、行政コスト 計算書の試作を依頼した。続いて、論点整理において検討を行うべきものとして整理さ れた引当金、減価償却及び時価評価、連結の観点を始めとして当該試作結果のヒヤリン グを通じて抽出された問題点の一つ一つについて検討を深め、別紙「特殊法人等に係る行 政コスト計算書作成指針(案)」を取りまとめた。

3.行政コスト計算書の意義

(1) 各特殊法人等は、その設立法等の規定により、毎年度、貸借対照表、損益計算書、 財産目録等の財務諸表を作成し、主務大臣の承認を受けた後公表することとされており、 その会計処理は、財政制度審議会により昭和 62 年 10 月に設定された「特殊法人等会計処 理基準」によることとされている。この「特殊法人等会計処理基準」は、特殊法人等につい て初めて設定された統一的な基準であり、企業会計原則に準拠した基準となっている。 しかしながら、特殊法人等については、 国の政策目的達成のために設立された法人で あり、政府からの出資金、補助金等による予算統制が行われている。 人事、業務の遂 行に関して、国会あるいは主務大臣の監督に服している。 解散については、新たな立 法措置が前提であり、現行の設立法では法的倒産手続による解散を予定していない。等 の特性があることから、各特殊法人等において実際に行われている会計処理は、必要に 応じて企業会計原則を一部修正し適用している。

このようにして作成される特殊法人等の財務諸表は、予算統制の機能及び法人の運営 状況や業績の適正な評価に資するといった機能を有するものの、一般国民から見て分り づらい、特殊法人等間の比較が困難である、更には、将来の国民負担に帰するコストが 明らかにされていない等の問題点が指摘されているところである。

(2) 今回作成することにした行政コスト計算書においては、このような批判に応えるため、個々の特殊法人等の特性を捨象し、特殊法人等が民間企業として活動をしているとの仮定に立って、企業会計原則に準拠した財務書類として作成するとともに、国からの 出資金や無利子貸付金等のように、通常の損益計算ではコストとして認識されない国の 財政上の措置についても、これらに係る機会費用を認識することとした。

このような観点で作成される行政コスト計算書は、次のような意義を有するものと考える。

第一に、行政コスト計算書は、国民の将来の負担や、内在的な損失等を含め、現在の 時点において認識すべき特殊法人等の業務に係る国民の負担を明確にする。

特殊法人等が有する貸付金債権については、民間企業の場合と同様に常に貸倒れのリ スクが存在しており、また、販売目的で所有する不動産についても、時価が著しく低下 し投下資金の回収が困難となるリスクが存在する。「特殊法人等に係る行政コスト計算書 作成指針(案)」においては、このような将来生じ得るリスクについても、民間企業の場合 と同様の評価を行うことを求めており、将来の国民負担に帰するコストを明らかにする こととしている。

iv

第二に、国からの出資金や無利子貸付金等に係る機会費用を認識する結果、損益計算 書のみでは明らかにならない、実質的な国民負担の総額を明らかにする。

特殊法人等の資本金は、その多くが政府出資に拠っている。また、その担う公的業務 の特性等から、政府から無利子資金の貸付けを受けている場合もあり、これらの資金の 利用コストは国民の負担に帰するものである。「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成 指針(案)」においては、出資金や無利子貸付金、国有財産の無償使用等の、特殊法人等の 損益計算書においてはコストとして認識されない政府の財政上の措置についても、実質 的に国民負担に帰するコストとして明らかにすることとしている。

第三に、行政コスト計算書は、各特殊法人等の財務状況及び国民負担に帰するコスト を統一的な尺度で明らかにする。

特殊法人等の現行の財務諸表は、特殊法人等の特性等から必要に応じて企業会計原則 を一部修正し適用しているが、行政コスト計算書は、このような特性を捨象し、民間企 業の財務報告において拠るべき基準とされている企業会計原則に準拠した財務書類に基 づき作成されるものであり、各特殊法人等の財務状況等を民間企業と同様の統一的な尺 度で明らかにし、特殊法人等の間の比較が可能となる。

第四は、第一から第三に述べたように、特殊法人等が実施している公的業務に要する コストが網羅的、かつ、統一的な尺度で明らかにされることから、対応するベネフィッ トとの比較検討を可能ならしめ、今後の政策評価等の議論にも資することとなる。

4.行政コスト計算書の内容

行政コスト計算書においては、退職給付会計、金融商品会計等において、企業会計の 最も新しい基準に準拠することとした。この結果、各特殊法人等で現在作成されている 財務諸表から行政コスト計算書を作成するのではなく、先ず、現行の貸借対照表及び損 益計算書とは別に、個々の特殊法人等の特性を捨象し、企業会計原則に準拠した会計処 理による民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定損益計算書を作成することとした。 次にこれらの財務書類を基礎として、行政コスト計算書を作成することとした。すなわ ち、民間企業仮定損益計算書に計上された費用から、手数料収入等の自己収入を控除し、 これに政府出資金、政府からの無利子貸付金等に係る機会費用を加算して、国民負担に 帰するべきコストを集約表示したものが、行政コスト計算書である。

また、行政コスト計算書の作成自体には必ずしも必要ではないが、行政コスト計算書 を体系的な財務報告書として位置付けるとともに、利用者である国民等の利便を考慮し て、企業会計と同様にキャッシュ・フロー計算書を作成することとした。

۷

このような結果、行政コスト計算書は、本体である行政コスト計算書と、これに添付 されるものとして、民間企業仮定貸借対照表、民間企業仮定損益計算書、キャッシュ・ フロー計算書、民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書) 及び附属明細書という一連の計算書から構成される体系的な財務報告書となる。

また、特殊法人等の中には、その業務として出資の方法により事業資金の供給を行っ ている法人もあり、このような出資先企業との連結によって明らかとなる行政コストも 存在するとの観点から、民間企業の場合と同様に企業会計原則に準拠した連結決算を行 い、特殊法人等と子会社とを連結した行政コスト計算書等を作成することとした。

さらに、行政の説明責任の確保の観点から、必ずしも企業会計原則により求められる ものに止まらず、例えば、民間企業の財務諸表においては開示情報とされていない公益 法人についても、特殊法人等と一定の関係を有する公益法人を関連公益法人として捉え、 附属明細書において、関連公益法人の財務状況及び特殊法人等との関係等の具体的な開 示を求めることとした。

行政コスト計算書は、上述のように個々の特殊法人等の特性を捨象し、民間企業とし て活動していると仮定した場合の財務書類であるが、行政コスト計算書を中心として構 成される体系的な財務報告書は、現在作成されている財務諸表と並列的に作成される必 要がある。それは、後者が当該特殊法人等の設立法や予算措置との関連で本来必要とさ れる財務諸表であるのに対し、前者は説明責任、透明性の観点から作成されるものであ り、後者に添付されるべき性格のものだからである。

5.実施時期と経過措置

特殊法人等を取り巻く環境は近年大きく動いており、例えば行政改革推進事務局にお いては特殊法人等の見直しが行われているほか、政策評価については、特殊法人等が担 う公的業務についても、各省において評価が行われることとなっている。このような特 殊法人等を取り巻く状況を考えれば、行政コスト計算書はできる限り早期に導入する必 要があると考える。

当ワーキンググループは、このような状況を踏まえ、各特殊法人等の平成13年3月期 決算(平成12年度決算)から、行政コスト計算書を導入すべきと考える。他方、本報告が 既に決算期を経過しており、平成13年3月期からの導入となれば、各特殊法人等におい ては、決算日に遡って、金融資産の時価評価等の会計処理の作業が必要となる。また、 行政コスト計算書では、既述のとおり、企業会計の最も新しい基準に準拠することとし たことから、これまでの特殊法人等の会計処理では求められなかった、退職給付会計に おける割引現在価値の計算や、金融資産の自己査定等の業務が必要となる。

このような状況を踏まえれば、平成13年3月期決算からの導入とし、一部の会計処理 については、行政コスト計算書により提供される会計情報の精度を著しく歪めないと認 められる範囲内で、一定の経過的な会計処理を認める必要があると考える。また、行政 コスト計算書の体系は、説明責任の観点から本来の財務諸表に添付される性格のもので あることからすれば、その基本は、説明責任、透明性を向上させるに必要にして十分な ものとすべきであり、いたずらに法人の事務負担や経費の増大を招くことは避けなけれ ばならないと考えられることから、必要に応じた簡便法の採用も認める必要があると考 える。

6.報告に当たって付言すべき事項

当ワーキンググループでは、主に行政コスト計算書について検討を行ったものである が、検討の過程においては、特殊法人等会計処理基準に基づく現行の会計処理の内容に ついても踏み込んだ議論を行なった。このような検討の中では、現行の会計処理につい ても、一部見直しが必要との議論が行われたところである。

もとより、現行の会計処理は特殊法人等の特性により企業会計原則を一部修正し適用 しているものではあるが、例えば、財務諸表の表示科目の名称等については、特殊法人 等の特性を考慮した上でも、国民に分り易い表示科目に修正する等の工夫の余地が残っ ているものと考える。従って、表示科目の名称や、企業会計の新しい基準については、 個々の特殊法人等に対する予算措置や業務の実施状況を踏まえつつ、企業会計の基準に 準拠した会計処理となるように必要な見直しを適宜適切に行うことが必要であると考え る。

また、行政コスト計算書作成の基礎となる民間企業仮定貸借対照表及び民間企業仮定 損益計算書作成に当たっては、貸付金債権等の金融商品について自己査定を行う必要が あるほか、退職給付会計における将来発生費用の見積りや販売用不動産の強制評価減に 伴う時価評価等、会計処理上の見積りや将来予測等、特殊法人等の判断が会計処理に介 在することとなる。このような見積りや将来予測が適正であることが担保されることに よって、行政コスト計算書全体の正確性が維持され、説明責任が全うされるものと考え る。

したがって、特殊法人等においては、自己査定の能力を高めるなどの努力が求められる ところであり、特にその導入時に内部処理が困難な場合等には、外部の専門家に委嘱する 等の工夫が求められ、必要に応じて、外部監査の活用が行われることが適当と考える。

vii

7.今後の見直しの必要性

ワーキンググループとして取りまとめた「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指 針(案)」は、4法人の試作を踏まえ関係機関の協力も得ながら作成を行ったが、時間的な 制約もあり必ずしも十分な議論を尽くせなかった部分も残されていると考えられる。

このため、各特殊法人等において行政コスト計算書を作成するに際し、本基準で具体 的に示していない会計処理が生じ得ることも考えられる。そのような場合においては、 一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠した会計処理が行われるべきことはい うまでもないが、このような、本基準の適用に当たって問題点等が生じた場合には、必 要に応じて適宜基準の見直しを行っていくことが必要と考える。

第1章 行政コスト計算書作成の趣旨等

1.行政コスト計算書作成の趣旨

行政コスト計算書とは、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点か ら、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類である。特殊法人等が現在作 成、開示している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表は、個々の特殊法人等の特性から、 一部企業会計原則と異なる会計処理が行われているが、行政コスト計算書は、説明責任、 透明性の観点から、このような個々の特殊法人等の特性を捨象し、特殊法人等が民間企業 として活動を行っていると仮定した場合の財務書類である。このため、通常コストとして 認識されない、政府出資金や国有財産の無償使用等に係る機会費用についてもコストとし て認識することとする。

2.特殊法人等の範囲

この指針の対象となる特殊法人等は、国民に対して国民の負担に帰すべきコストを毎年 度財務情報の形で開示すべき法人であり、具体的には次に掲げる法人のうち、国の出資又 は補助金等(業務の円滑な運営に資するための補助金等に限る。)の交付がなされている法 人(株式会社を除く。)とする。

特殊法人 総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号に規定する法律により り直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人(独立行政法人を除く。)

認可法人 総務省設置法第4条第19号八に規定する特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人

3.行政コスト計算書の体系

行政コスト計算書は、以下の財務書類から構成されるものとする。なお、以下の計算書 類の体系を「行政コスト計算財務書類」という。

行政コスト計算書

添 付

民間企業仮定貸借対照表

民間企業仮定損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定利益金処分計算書(又は、民間企業仮定損失金処理計算書) 附属明細書

(注) 以下、「仮定貸借対照表」、「仮定損益計算書」等と略称する。

4.行政コスト計算書の作成等

(1) 現在作成、開示されている財務諸表の修正

法人設立法、同財務会計省令、「特殊法人等会計処理基準(昭和62年10月2日財政制 度審議会公企業会計小委員会)」等に基づき作成されている現行の貸借対照表、損益計算 書について、企業会計原則と異なる会計処理がなされている部分について、企業会計原 則に準拠した会計処理に則って修正を行い、仮定貸借対照表、仮定損益計算書等を作成 する。

なお、法人設立法の規定等に基づき区分経理を行い、各勘定ごとに決算財務諸表を作 成している特殊法人等については、勘定ごとの仮定貸借対照表、仮定損益計算書等に加 え、原則として全ての勘定を結合した仮定貸借対照表、仮定損益計算書等を作成する。

(2) 機会費用の加算

仮定損益計算書に計上された費用(損失)から、手数料収入等の特殊法人等の自己収入 を控除し、これに政府出資や政府からの無利子貸付金、国有財産の無償使用等に係る機 会費用を加算して、行政コストを算出する。

(3) 現在作成されている財務諸表との関係

行政コスト計算財務書類は、個々の特殊法人等の特性を捨象するとともに、近年の企 業会計の動向をも踏まえた財務書類であり、その目的は、特殊法人等の説明責任の確保 と透明性の向上を通じて、国民負担に帰すべきコストを網羅的に把握する点にある。他 方、従来から各特殊法人等の設立法等に基づき開示されている財務諸表については、個々 の特殊法人等の特性を踏まえたものであり、予算統制及びその執行結果の報告、法人設 立法に規定されている各特殊法人等の業務の実施状況の把握等の観点から作成されてい るものである。したがって、行政コスト計算財務書類は、説明責任、透明性の観点から、 現在作成されている財務諸表に添付される性格のものであって、両者は並列的に作成さ れることとなる。

(4) 行政コスト計算書の公表

行政コスト計算書は、特殊法人等について、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、作成・開示される財務書類である。したがって、各特殊法人等は、本指針に従って 作成した行政コスト計算財務書類を積極的に公表するよう努めなければならない。

公表の時期については、行政コスト計算財務書類が特殊法人等設立法等に基づく法定 の財務書類ではなく、現在作成されている財務諸表に添付される性格のものであること から、特殊法人等設立法等に基づく現行の財務諸表の公表と同時期に公表することとす る。

なお、公表の方法については、行政コスト計算財務書類を事務所に備え置くほか、インターネットによりその概要を公表する等、各特殊法人等において積極的な情報開示を 行うことが期待される。

第2章 仮定貸借対照表、仮定損益計算書

行政コスト計算書の前提となる仮定貸借対照表及び仮定損益計算書は、特殊法人等間 の比較を可能ならしめる等のため、個々の特殊法人等の特性を捨象し、民間企業として 活動をしているとの仮定に立って、企業会計原則に準拠して作成するものとなるが、特 に以下の点に留意する。

1.資産関係

(1) 有価証券の評価

有価証券については、「金融商品に係る会計基準(平成11年1月22日企業会計審議会)」 第三の二に従い、次の方法により評価した金額を仮定貸借対照表価額とする。

売買目的有価証券 時価(評価差額は当期損益として処理)

満期保有目的の債券 償却原価

子会社株式及び関連会社株式 取得原価

その他有価証券 時価(評価差額は洗い替え方式に基づき、資本の部に計上する 等の処理)

(2) 販売用不動産等の評価

販売用不動産等については、法人における予定保有期間(土地の造成等の工事期間を含め、当該不動産の取得日から販売日までの期間)の長短にかかわらず、棚卸資産に該当する。したがって、「企業会計原則」第三貸借対照表原則5Aただし書の規定の適用があり、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって仮定貸借対照表価額としなければならない。なお、販売用不動産等の範囲、時価の概念、回復可能性に関する判断指針等については、「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い(平成12年7月6日日本公認会計士協会監査委員会報告第69号)」に定めるところによるほか、特に次の諸点に留意する。

販売用不動産等の時価

販売用不動産等のうち、正常な営業循環過程にある資産については、販売見込額か ら販売経費等見込額を控除した(開発後販売する資産については、完成後販売見込額か ら造成・建設工事原価の今後発生見込額及び販売経費等見込額を控除した)正味実現可 能価額をもって時価とし、正常な営業循環過程から外れていると認められる資産(例え ば、事業を中止した資産であって、方針未定資産や、経済状況等から相当期間売れ残 りとなっているような資産)については、決算日における市場価格をもって時価とする。

時価の著しい下落の判断基準

「販売用不動産等の強制評価減の要否の判断に関する監査上の取扱い」では、時価が、 取得価額に比べて、おおむね50%以上下落している場合には、販売用不動産等の時価 が著しく下落しているものとして取り扱うこととされているが、国民負担に帰するコ ストを把握するという行政コスト計算財務書類の趣旨を踏まえ、時価の下落割合が 50%未満であっても、(ア)当該不動産の時価が取得原価に比して相当程度下落しており、 その評価減が財務諸表に重要な影響を与えると認められる場合、(イ)開発計画の中止等 の方針変更があり、当該不動産が正常な営業循環過程から外れた場合で相当程度の下 落が生じていると認められる場合等には、著しく下落している場合に該当することと する。ただし、販売用不動産等の時価の下落割合がおおむね30%未満の場合には、著 しく下落している場合には該当しないものとする。

時価の回復可能性に関する判断指針

時価の回復可能性の具体的判断に当っては、日本経済や地域経済の状況、地価の動 向等のマクロな要因だけでなく、対象資産の個別的な回復可能性の検討が必要である。 例えば、当該不動産に関する土地利用規制の解除、開発計画の認可、計画道路や鉄道 等の具体的計画が確認できるため、相当の期間内に時価がおおむね取得原価以上とな る見込があることが必要である。

(注)「企業会計原則」第三貸借対照表原則5Aただし書の規定は、販売用不動産等に限らず、全ての棚卸資産に適用される基準である。したがって、商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等の棚卸資産について原価法を適用している場合であって、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって仮定貸借対照表価額としなければならないことに留意する。

(3) 道路資産の減価償却

減価償却が実施されていない道路関係4公団の道路資産については、次の方法により 減価償却累計額及び未償却残高を算出する。

現在供用中の道路の最も古い道路の供用時点まで遡り、投資額を新築事業費、改築 (改良)事業費、維持修繕費(道路資産に計上されたものに限る。以下同じ。)、災害復旧 事業費別に把握する。更に事業費については、工事費と用地費に区分整理する。

事業費を工事費及び用地費に区分するに当たって、区分することが困難な工事雑費、 建設附帯事務費等については、工事費及び用地費の投資額の割合で按分して計上する。 (一般管理費を道路の原価に配賦している場合も同様の処理を行う。)

また、補償費については、合理的な配賦基準(例えば直近数か年度の工事補償費と用 地補償費との割合等)により工事費及び用地費に区分整理することを原則とするが、 「用地及び補償費」を用地費と補償費に区分できない場合は、補償費の全額を用地費と して処理することとする。

建設費に係る借入金の利息(建設期間中に発生した部分に限る。)については、建設仮 勘定から道路資産に振替整理を行った時の実投資額により工事費、用地費に按分整理 する。

改築(改良)事業費、維持修繕費については、新規投資に伴い除却されるべき道路資 産(施設)の価額(による減価償却実施前の取得原価)の割合を合理的な方法で推計し、 当該割合を改築(改良)事業費、維持修繕費に乗じて得た額を、改築(改良)事業又は維 持修繕事業に伴い除却された道路資産(施設)の価額(による減価償却実施前の取得 原価)とみなす。なお、除却額は最も古い投資に相当する額から、順次除却していくものとし、減価償却累計額及び減価償却後の資産価額を除却資産の減価償却の進捗状況に応じてそれぞれ減額して整理する。

新規投資に伴い除却されるべき道路資産(施設)の推計については、例えば、(ア)直近 数か年度の改築(改良)工事等について、新規投資額に占める除却資産の割合をサンプ ル調査により求める、(イ)改築(改良)費に占める更新費の割合を求める等の方法が考 えられる。

災害復旧事業費により取得した道路資産(施設)に見合う被災施設のうち、阪神・淡路大震災により倒壊した阪神高速道路のように大規模な被災については、災害に伴い除却すべき道路資産(施設)の価額(による減価償却実施前の取得原価)を合理的な方法で推計する。その他の小規模な災害については、災害復旧事業費に相当する額を除却資産の価額(による減価償却実施前の取得原価)とする。なお、除却の方法は、

の方式に準じ減価償却累計額及び減価償却後の資産価額を減額整理する。

以上の投資額及び除却額の推計は、各公団で区分管理している路線ごと又は合理的 なグループごとに行い、各路線毎に年度別の新規投資額及び除却額を土地及び施設の 別に整理する。

上記 ~ により整理された施設への投資額及び施設の除却額に基づき、各路線ご と又は各グループごとに減価償却を実施する。減価償却を実施する場合の耐用年数は、 各路線ごと又はグループごとに工事計画認可(指示)の際の予定総事業費等利用可能 な資料を用い、総事業費に対する各構造区間別(土工区間、高架橋区間、トンネル区 間、橋梁区間等の構造)の事業費の占める割合を求め、各構造区間ごとの耐用年数に 当該割合を乗じて得た値の合計値とする。

減価償却の方法は、定額法によるものとし、取得原価の90%の償却が完了した場合は、残存価額10%で据え置くこととする。

上記 ~ により難い事情(例えば、膨大な事務作業を必要とする、あるいは過去の 資料が保存されてなく、必要なデータが入手できない等の事情)がある場合には、各公 団の実情により、上記 ~ の作業要領を適宜修正することができる。なお、この場 合においても、上記 ~ の作業要領によった場合に比して著しく精度が低下しない ようにする必要がある。

(4) 研究開発費等の繰延資産及びソフトウエアの会計処理

研究開発費等の繰延資産及びソフトウエアの会計処理については、「研究開発費等に係 る会計基準(平成10年3月13日企業会計審議会)」に準拠した会計処理を行うこととする。 具体的な取扱いは次のとおり。

研究開発費については、発生時に費用として処理することとし、資産計上は行わな い。また、従来、調査費等の表示科目により繰延資産として計上されていたものにつ いても発生時に費用として処理することとし、繰延資産としての計上は行わないこと とする。ただし、当該調査費等のうち、固定資産の原価を構成するものと認められる ものについては、建設仮勘定等の適切な資産科目に計上することとする。

その他の繰延資産については、商法(明治32年法律第48号)が明示的に認めている 次に掲げるものに限り、計上するものとし、その他の繰延資産については原則として 資産計上は行わないこととする。なお、商法が認めている創立費及び開業費は、会社 設立に際して発生する科目であり、特殊法人等が、宿泊施設や病院等を新たに設置す る場合に、当該施設の開設経費を創立費や開業費として計上することは認められない ので留意する。

- (ア) 創立費(商法第286条)
- (イ) 開業費(商法第286条の2)
- (ウ) 開発費(商法第286条の3、鉱山の探鉱・試掘のための費用、市場の開拓等の ため支出した費用などであって、「研究開発費等に係る会計基準」に規定する研 究開発費に該当しないものに限る。)
- (I) 新株発行費(商法第286条の4、特殊法人等には該当がない)
- (オ) 社債(債券)発行費(商法第286条の5)
- (カ) 社債(債券)発行差金(商法第287条)
- (キ) 建設利息(商法第291条、特殊法人等には該当がない)
- ソフトウエアについて
- (ア) ソフトウエアを用いて外部に業務処理等のサービスを提供する契約が締結されている場合のように、その提供により将来の収益獲得が確実であると認められる場合には、適正な原価を集計した上、当該ソフトウエアの製作に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上する。
- (1) 法人内利用のソフトウエアについては、完成品を購入した場合のように、その利用により将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合には、当該ソフトウエアの取得に要した費用に相当する額を無形固定資産として計上する。
- (ウ) 機械装置等に組み込まれているソフトウエアについては、当該機械装置等に含め て処理する。

(5) 国庫補助金等により固定資産を取得した場合の会計処理

国庫補助金等により固定資産を取得した場合の会計処理については、「特殊法人等会計 処理基準」15 及び「同運用について」7~9 に規定する会計処理による。

具体的には、国庫補助金等の交付を受け償却資産の取得又は改良に充てた場合には、 当該国庫補助金等に相当する額を資産見返補助金等として負債の部に計上し、翌年度以 降、減価償却費に相当する額を取崩し、収益として整理する。また、国庫補助金等の交 付を受けて土地等の非償却資産を取得した場合は、資本剰余金として資本の部に計上す る。

2.負債関係

(1) 退職給付引当金

退職手当及び厚生年金基金については、「退職給付に係る会計基準(平成 10 年 6 月 16 日企業会計審議会)」、「同注解」、及び「退職給付会計に関する実務指針(平成 11 年 9 月 14 日日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号)」に基づく会計処理による。

特殊法人等では、役員についても退職手当支給基準が定められており、民間企業の 役員慰労金とは性格が異なることから、役員分についても、上記 に従い適正に計上 することとする。

国家公務員及び地方公務員から特殊法人等に出向している者(出向時に退職金の支 給を受けてなく、国家公務員共済組合法又は地方公務員共済組合法の継続長期組合員 の身分を有する出向職員。)については、退職給付引当金の計上は行わないこととする。

なお、公務員からの出向職員に係る退職給与引当金繰入額に相当する額については、 別途行政コスト計算書に機会費用として計上する。

(2) 貸倒引当金

一般的に貸倒れのリスクが存在すると認められる全ての債権について、貸倒引当金 の対象とすることとし、具体的には、「金融商品に係る会計基準」に準拠することとす る。

なお、科目の名称にかかわらず、その会計上の実態が金融資産であるものは、貸倒 引当金の対象となる。例えば、事業資産の科目で貸借対照表に計上されている資産で あっても、「〇〇割賦元金」や「〇〇貸付金」等については、当然に貸倒引当金の対象と なり、貸倒れのリスクが存在する場合には、適切な額を貸倒引当金として計上しなけ ればならない。

貸倒引当金を計上する際の貸倒見積高の算定方法については、(ア)資金の貸付けを主たる業務として行っている特殊法人等については、金融庁作成の「「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」の整備について(平成12年5月1日金検第84号)」に定める基準に準じ、適切な額の引当金を計上することとし、(イ)資金の貸付けを主たる業務として行っている特殊法人等以外の法人にあっては、「金融商品に係る会計基準」第四に従い、適切な額の引当金を計上することとする。

したがって、現行の会計処理で行われている告示及び通達あるいは特殊法人等の内 規に従って、毎事業年度一定の引当率により貸倒引当金を計上する会計処理は認めら れない。

「金融商品に係る会計基準」第四に規定する貸倒見積高の算定方法の概要は次のとお り。

(ア) 債権の区分

貸倒見積高の算定にあたっては、債務者の財政状況及び経営成績等に応じて、債 権を次のように区分する。

() 一般債権 経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権

- () 貸倒懸念債権 経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な 問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
- () 破産更生債権等 経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対 する債権
- (イ) 債権の貸倒見積高は、その区分に応じてそれぞれ次の方法による。
 - ()一般債権 債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。
 - () 貸倒懸念債権 債権の状況に応じて、次のいずれかの方法により貸倒見積 高を算定する。ただし、同一の債権については、債務者の財政状態及び経営成 績の状況等が変化しない限り、同一の方法を継続して適用する。
 - 債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
 - 〇 債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に 見積ることができる債権については、債権の元本及び利息について元本の回 収及び利息の受取りが見込まれるときから当期末までの期間にわたり当初の 約定利子率で割り引いた金額の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高 とする方法
 - () 破産更生債権等 債権額から、担保処分の見込額及び保証による回収見込 額を減額し、その残額を貸倒見積高とする。

貸倒引当金は、資産の控除項目として計上する。

(3) 賞与引当金

翌事業年度に支給される賞与(国家公務員の期末手当、勤勉手当に相当するものをいう。)であって、当期の勤務に係る部分については、賞与引当金として計上する。

なお、民間企業にあっては、未払費用として計上されている場合も多いが、利用者の 分りやすさを考慮し、賞与引当金として計上することとし、未払費用として計上する取 扱いは行わないこととする。

(4) その他の引当金

退職給付債務に係る引当金、貸倒引当金及び賞与引当金以外の引当金については、 将来の支出の増加又は収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発 生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合に、当該金 額を引当金として負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上 する。

引当金のうち、資産に係る引当金の場合は、資産の控除項目として計上する。 発生する可能性の低い偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上する ことができない。 (5) 特別法上の引当金、準備金の取扱い

「特殊法人等会計処理基準」16 の(4)に規定する「特別の法律又はこれに基づく命令 により引当金又は準備金の名称をもって計上しなければならないもの」(以下、「特別法 上の引当金等」という。)のうち、特殊法人等の設立法又は同法に基づく政省令等(法人 の内規を含む。)により、特殊法人等の特性等から引当て又は積み立てることとされて いる引当金等については、計上しないこととする。

このような特別法上の引当金であっても、本来の引当金の要件を充たしているもの (上記(4)の に示す引当金の計上基準に該当するもの。)については、負債性の引当金 として計上することができる。この場合において、当該引当金への繰入額は、将来の 支出の増加額又は収入の減少額を合理的に見積り、当期の負担に帰すべき金額である ことが必要である。なお、仮定貸借対照表においても、引当金として計上し、特別法 上の引当金等としては計上しないことに留意する。

(6) 引当金の繰入に係る会計処理

上記の各引当金の繰入に係る会計処理については、原則として差額繰入方式とし、洗 替方式による会計処理は行わないこととする。

- (注) 賞与や退職手当を実際に支払う際の会計処理については、支払金額が前年度末の 賞与引当金又は退職給付引当金の範囲内の部分については、当該引当金を直接減額 して整理し、費用計上は行わないことに留意する。
 - (具体例) 6月の賞与支払額 600、前年度末の賞与引当金の額 400 の場合の会計処理

(賞与引当金)400 (現金預金)600 (賞 与)200

- 3.その他の会計処理
 - (1) 外貨建取引に係る会計処理

外貨建取引に係る会計処理については、「外貨建取引等会計処理基準(平成 11 年 10 月 22 日企業会計審議会)」に準拠した会計処理を行うこととする。

なお、同基準が規定する一般的な外貨建債権債務の換算基準は次のとおりであるが、 換算差額の処理等についても同基準に準拠した会計処理を行うことに留意する。

外国通貨 決算時の為替相場により円換算した額

外貨建金銭債権債務(外貨預金を含む。) 決算時の為替相場により円換算した 額

外貨建有価証券

- (ア)満期保有目的外貨建有価証券 決算時の為替相場により円換算した額
- (イ) 売買目的有価証券及びその他有価証券 外国通貨による時価を決算時の為替 相場により円換算した額
- (ウ)子会社株式及び関連会社株式 取得時の為替相場により円換算した額

(2) リース取引に係る会計処理

リース取引については、「リース取引に係る会計基準(平成5年6月17日企業会計審議 会)」に準拠した会計処理を行うこととし、リース取引をファイナンス・リース取引とオ ペレーティング・リース取引の2種類に分け、ファイナンス・リース取引については、 通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、オペレーティング・リース取引に ついては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととする。

(3) 現行の財務諸表から仮定貸借対照表等への修正差額の会計処理

上記会計処理に伴う修正差額(有価証券や販売用不動産等の評価額の修正、退職給付引 当金や貸倒引当金の計上額の修正等により生ずる修正差額)のうち、企業会計原則に従っ た会計処理によれば当期の収益又は費用(損失)と認識される部分については、仮定損益 計算書に計上することとし、前期以前の過去の会計処理の修正差額に相当する部分につ いては、仮定損益計算書には計上せず、仮定貸借対照表の繰越利益金(欠損金)を直接加 減することにより整理することとする。

(具体例) 減価償却を実施していない固定資産の減価償却

企業会計原則に従った会計処理によれば、計上されているべきであった減価 償却累計額が、10年度末:5,000千円、11年度末:5,500千円の場合

11 年度の増加額に相当する 500 千円については、仮定損益計算書に費用として計上する。

10年度末に計上されているべき減価償却累計額に相当する5,000千円については、11年度の仮定損益計算書には計上せず、繰越利益金(欠損金)を直接減額(加算)して整理する。

4.表示科目と仮定貸借対照表等の様式

(1) 表示科目

表示科目については、次に掲げる事項を除き、原則として、現行の貸借対照表及び損益計算書の表示科目によることとする。

現行の貸借対照表で用いられている事業資産の科目については、法人本来の事業目 的・内容を明らかにするために設けられた表示科目であるが、法人によっては、事業 資産の内容として、金融資産、棚卸資産、有形固定資産等が混在している場合もあり、 適切な情報開示とは言い難い面がある。仮定貸借対照表においては、企業会計原則に 従い金融資産、棚卸資産、有形固定資産等に区分して表示することとする。

また、異なる性格の資産が混在していない場合であっても、事業資産の科目は特殊 法人等特有の表示科目であり、分りづらい場合も多いことから、適切な内訳科目を設 けることとする。

事業資産以外の科目についても、例えば、費用科目として「〇〇建設費」等、資産科 目と誤解を与えるような表示科目や、有形固定資産の科目として「社会資本整備〇〇」 等、財源措置の内容を表しており当該資産の形態的な性格が不明な表示科目等が見ら れるところである。このような科目については、当該科目の性格や内容を適切に表示 する科目の名称に改めることとする。

上記 及び 以外の科目についても、行政コスト計算財務書類が、説明責任の確保 と透明性の向上の観点から作成されるとの趣旨を踏まえ、特殊法人等に特有の表示科 目であって、その性格や内容が分りづらい科目については、できる限り民間企業で用 いられている表示科目の名称に改めることとし、法人の業務の特性等から困難な場合 には、内訳科目を設ける、あるいは、注記において科目の説明を行う等、適切な工夫 を行うこととする。

(2) 仮定貸借対照表及び仮定損益計算書

仮定貸借対照表及び仮定損益計算書の様式は報告式とし、その標準的な様式は次のとおりとする。なお、資金の貸付けを主たる業務として行っている特殊法人等については、 銀行法施行規則(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式第六号によることとする。

また、作成に当たっては、以下の点に留意する。

減価償却累計額は、仮定貸借対照表の資産の部に、対応する科目ごとに当該資産の 控除項目として計上し、注記とはしない。

貸倒引当金は、仮定貸借対照表の資産の部に、対応する科目ごとに当該資産の控除 項目として計上する。(「特殊法人等会計処理基準」16の(2)の規定は適用しないものと し、2以上の科目に係る貸倒引当金を一括して計上する方式は、原則として認められな い。)

債務保証の取扱いについては、次のとおりとする。

- (ア)資金の貸付けを主たる業務として行っている特殊法人等においては、負債の部に 支払承諾を、資産の部に支払承諾見返を計上するとともに、支払承諾の履行によっ て損失が生じると見込まれる額については貸倒引当金に適切な額を計上する。
- (イ) 上記(ア)以外の法人においては、保証債務の総額を注記に記載するとともに、当該 保証債務のうち、保証債務の履行によって損失が生ずると見込まれる額を債務保証 損失引当金として負債の部に計上する(負債の部に保証債務を、資産の部に保証債務 見返を計上する両建ての計上は行わない。)。

民間企業仮定貸借対照表

(平成〇〇年3月31日)

資産の部

流動資産		
現金・預金		$\times \times \times$
受取手形	× × ×	
貸倒引当金	<u> </u>	$\times \times \times$
売掛金	x	
貸倒引当金	<u> </u>	$\times \times \times$

有価証券		× × ×	
		~ ~ ~ ~ × × ×	
前払費用		x x x	
未収収益		× × ×	
未収金		× × ×	
• • • •		<u> </u>	
流動資産合計		<u> </u>	× × ×
固定資産			~ ~ ~
1 〇〇事業資産			
0000	× × ×		
減価償却費累計額	<u> </u>	x	
		<u> </u>	
事業資産合計		<u> </u>	
2 有形固定資産		~ ~ ~	
建物	× × ×		
減価償却累計額	<u> </u>	× × ×	
構築物	<u> </u>	~ ~ ~ ~	
減価償却累計額	<u> </u>	× × ×	
機械・装置	<u> </u>	~ ~ ~ ~	
減価償却累計額	<u> </u>	× × ×	
		x x x	
土地		× × ×	
建設仮勘定		× × ×	
		<u> </u>	
有形固定資産合計		<u> </u>	
3 無形固定資産		~ ~ ~	
特許権		×××	
借地権		x x x	
借家権		~ ~ ~ ~ × × ×	
		<u> </u>	
無形固定資産合計		<u> </u>	
固定資産合計			x
投資その他の資産			
長期性預金		×××	
投資有価証券		× × ×	
長期貸付金	× × ×	~ ~ ~	
貸倒引当金	<u> </u>	× × ×	
関係会社長期貸付金	<u> </u>	~ ~ ^	
貸倒引当金	<u> </u>	× × ×	
投資その他の資産合計		<u>×××</u>	× × ×
操延資産			
債券発行費		x	
債券発行差金			
限力元门在亚		<u> </u>	

繰延資産合計	
資産合計	

負債の部			
流動負債			
金柱買		$\times \times \times$	
短期借入金		$\times \times \times$	
未払金		$\times \times \times$	
未払費用		$\times \times \times$	
前受金		$\times \times \times$	
前受収益		$\times \times \times$	
引当金			
修繕引当金	$\times \times \times$		
賞与引当金	<u> </u>	$\times \times \times$	
• • • •		<u> </u>	
流動負債合計			×××
固定負債			
長期借入金		×××	
引当金		~ ~ ~ ~	
退職給付引当金	× × ×		
修繕引当金			
	× × ×		
債務保証損失引当金	<u> </u>	×××	
資産見返補助金		×××	
		<u>×××</u>	
固定負債合計			<u>×××</u>
負債合計			$\times \times \times$
資本の部			
資本金			
政府出資金		$\times \times \times$	
地方公共団体出資金		<u>×××</u>	
資本金合計			$\times \times \times$
法定準備金			
資本準備金		$\times \times \times$	
利益準備金		<u> </u>	
法定準備金合計			$\times \times \times$
剩余金			
資本剰余金		x x x	
利益剰余金(又は欠損金)			
積立金(又は繰越欠損金)	x		
当期利益金(又は当期損失金)	<u> </u>	<u> </u>	
剩余金合計		<u>~~~</u>	×××
資本合計			<u> </u>
負任日前			
只有			<u>×××</u>

民間企業仮定損益計算書

(平成〇〇年4月1日~平成〇〇年3月31日)

経常収益		
	× × ×	
受託業務収入	× × ×	
受託事業収入		
	× × ×	
国庫補助金収入	× × ×	
国庫負担金収入	× × ×	
政府交付金収入	× × ×	
政府補給金収入	x x x	
資産見返補助金戻入	× × ×	
• • • • • •	x	
事業外収益		
受取利息	x	
有価証券利息	x	
有価証券売却益	× × ×	
ħ.₩ `	×××	
雜 益	<u>×××</u>	
事業外収益合計	<u>×××</u>	
経常収益合計		×××
経常費用		
〇〇事業費	× × ×	
受託事業費	× × ×	
受託業務費	× × ×	
業務委託費	x	
一般管理費		
一般管理費	x	
賞与引当金繰入	× × ×	
退職給付引当金繰入	~ ~ ~ × × ×	
減価償却費	<u> </u>	
一般管理費合計	× × ×	
引当金(等)繰入		
貸倒引当金繰入	× × ×	
〇〇引当金繰入	× × ×	
〇〇準備金繰入	<u> </u>	
引当金(等)繰入合計	× × ×	
事業資産減価償却費	x	
	× × ×	
事業外費用		
支払利息	x	
債券利息	× × ×	
借入金利息		
	× × ×	
債券発行差金償却	×××	

有価証券売却損	× × ×	
• • • • •	× × ×	
雑 損	<u> </u>	
事業外費用合計	<u>× ×</u>	x
経常費用合計		<u> </u>
経常利益(又は経常損失)		×××
特別利益		
前期損益修正益	× ×	× ×
固定資産売却益	× ×	: x
	<u>× ×</u>	× <u>×</u>
特別利益合計		
特別損失		
前期損益修正損	× ×	x
固定資産売却損	× ×	: x
固定資産除却損	× ×	: x
災害による損失	× ×	x
• • • • • •	_ <u>×</u> ×	: x
特別損失合計		<u> </u>
当期利益金(又は当期損失金)		× × ×
(· ··· _ /····································		

第3章 キャッシュ・フロー計算書

- 1.作成目的
 - (1) キャッシュ・フロー計算書は、特殊法人等の一会計年度におけるキャッシュ・フローの状況を報告するために作成するものである。
 - (2)特殊法人等では、資金の収支については、収入支出決算書が作成されているが、収入 支出決算書は、収入支出予算で定められた予算の区分と同一の区分で作成され、予算の 執行結果を表すものであり、科目区分等が必ずしも財務報告を目的とした資金収支計算 書としては適切でない面があることから、企業会計のキャッシュ・フロー計算書の表示 区分に準拠した計算書を作成することとする。
- 2. 作成基準等
 - (1) キャッシュ・フロー計算書の作成基準、表示方法等については、「連結キャッシュ・フ ロー計算書等の作成基準(平成10年3月13日企業会計審議会)」に準拠して作成すること とする。
 - (2)「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」では、営業活動(特殊法人等にあっては、 業務活動)に係るキャッシュ・フローの表示方法について、直接法又は間接法の選択適用 を認めているが、特殊法人等の資金の収支は、収入支出決算書により基本的に明らかに なっていることから、直接法によることを原則とするが、間接法による作成も認められ る。

3.標準的な様式

キャッシュ・フロー計算書の標準的な様式(業務活動に係るキャッシュ・フローを直接 法により表示する場合)は次のとおりとする。なお、資金の貸付けを主たる業務として行 っている特殊法人等については、銀行法施行規則別紙様式第三号の第4によることとす る。

キャッシュ・フロー計算書 (平成〇〇年4月1日~平成〇〇年3月31日) 業務活動によるキャッシュ・フロー 00手数料収入 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ ○○事業収入 $\times \times \times$ 国庫補助金等収入 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 原材料、商品又はサービスの購入により支出 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 人件費支出 $\times \times \times$ その他の業務支出 小計 $\times \times \times$ 利息の受取額 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 利息の支払額 $\times \times \times$ $\times \times \times$ 業務活動によるキャッシュ・フロー $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 $\times \times \times$ 有価証券の売却による収入 $\times \times \times$ 有形固定資産の取得による支出 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 有形固定資産の売却による収入 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 施設整備費補助金等による収入 $\times \times \times$ 投資有価証券の取得による支出 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 投資有価証券の売却による収入 $\times \times \times$ 連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 連結範囲の変更を伴う子会社株式の売却 $\times \times \times$ $\times \times \times$ 投資活動によるキャッシュ・フロー $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 財務活動によるキャッシュ・フロー 短期借入れによる収入 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 短期借入金の返済による支出 $\times \times \times$ 長期借入れによる収入 $\mathbf{x} \mathbf{x} \mathbf{x}$ 長期借入金の返済による支出 $\times \times \times$ 債券の発行による収入 $\times \times \times$ 債券の償還による支出 $\times \times \times$ 政府出資金の受入れによる収入 $\times \times \times$ 〇〇出資金の受入れによる収入 $\times \times \times$

• • • • • • • • • • •	$\times \times \times$
財務活動によるキャッシュ・フロー	× × ×
現金及び現金同等物に係る換算差額	<u> </u>
現金及び現金同等物の増加	$\times \times \times$
現金及び現金同等物期首残高	<u>×××</u>
現金及び現金同等物期末残高	<u>×××</u>

第4章 仮定利益金処分計算書(又は仮定損失金処理計算書)

- (1) 仮定利益金処分計算書(又は仮定損失金処理計算書。以下同じ。)は、仮定損益計算書に 計上された当期利益金の処分(又は当期損失金の処理。以下同じ。)に関する計算書である。
- (2) 国庫納付金や配当金等の特殊法人等の外部との取引を生ずるものについては、本計算書によりその額が確定されるのではなく本来の財務諸表により求められる。このため、 仮定損益計算書において、当期損失金が計上される場合であっても、国庫納付が生じ得ることとなることに留意する。なお、国庫納付金については、仮定損益計算書上の当期利益金から計算されたものではなく、現行の財務諸表から計算された金額である旨を注記することとする。
- (3) 仮定利益金処分計算書、仮定損失金処理計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

民間企業仮定利益金処分計算書

(平成〇〇年〇月〇日)

当期未処分利益金		
前期繰越利益金	× × ×	
当期利益金	<u> </u>	$\times \times \times$
利益処分額		
国庫納付額	× × ×	
積立金	× × ×	
000	<u> </u>	<u> </u>
次期繰越利益		<u>×××</u>

民間企業仮定損失金処理計算書

(平成〇〇年〇月〇日)

当期未処理損失金

前期繰越損失金	$\times \times \times$	
当期損失金	x	
(国庫納付額)	<u>(×××)</u>	$\times \times \times$

損失金処理額

積立金取崩額	$\times \times \times$	
資本剰余金取崩額	$\times \times \times$	$\times \times \times$
次期繰越損失金		<u> </u>

第5章 行政コスト計算書

1.行政コスト計算書の表示区分

- (1) 行政コスト計算書は、コストの発生原因ごとに業務費用及び機会費用に区分して表示 することとする。
- (2)業務費用は、仮定損益計算書における費用相当額を計上し、更にこれより国庫補助金
 等(補助金、負担金、交付金、補給金及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法
 律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)の適用がある委託費をい
 う。)に基づく収益以外の収益を差し引いて業務費用を計上する。

なお、国庫補助金等の交付を受けて取得した償却資産の減価償却に伴う資産見返補助 金等(第2章の1の(5)国庫補助金等により固定資産を取得した場合の会計処理参照)の戻 入額は、控除すべき自己収入等には含まないこととする。

(3) 行政コスト計算書の標準的な様式は次のとおりとする。

行政コスト計算書

(平成〇〇年4月1日~平成〇〇年3月31日)

業務費用 仮定損益計算書上の費用			
○○業務経費	$\times \times \times$		
一般管理費	$\times \times \times$		
• • • • •	<u> </u>	$\times \times \times$	
(控除)業務収入			
〇〇手数料収入	× × ×		
○○特許権収入	× × ×		
• • • • •	<u> </u>	<u> </u>	
業務費用合計			× × ×
機会費用			
国有財産無償使用の機会費用	× × ×		
政府出資等の機会費用	$\times \times \times$		
低利借入金に係る機会費用	$\times \times \times$		
公務員からの出向職員に係る			
退職給付引当金増加額	$\times \times \times$		

•	•	•	•	•	•	•	•	•	
機	会	費	用	合	計				

 $\times \times \times$

 $\times \times \times$

行政コスト

 $\times \times \times$

2. 機会費用

行政コスト計算書に計上すべき機会費用は、次に掲げる費用とする。

国有財産等の無償使用に係る機会費用

近隣の地代や賃貸料等を参考にし、当該無償使用財産を民間から時価で賃借してい ると仮定した場合の賃借料に相当する額を計上する。

政府出資金等に係る機会費用

政府出資金及び地方公共団体出資金(政府補助金により土地等を取得したこと等に より計上された資本剰余金を含む。)の期末残高に一定の利子率を乗じて得られる額を 計上する。なお、民間からの出資金については、国民負担に帰するコストではないこ とから計上しない。また、一定の利子率については、決算日における10年もの国債の 利回りとする。

通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用

無利子又は通常よりも低利率による政府又は政府系金融機関等からの資金調達に係 る機会費用については、各法人の当該年度における通常の資金調達に係る実質金利に より当該資金を調達したと仮定した場合の支払利息相当額と、実際の支払利息との差 額に相当する額を計上する。なお、当該年度における通常の資金調達に係る実質金利 とは、当該年度に行った全ての資金調達(一時借入金を除く。)に係る約定利率(債券に あっては発行者利回りとする。)の加重平均値とする。

公務員からの出向職員に係る機会費用

公務員からの出向職員(出向時に退職金の支給を受けてなく、国家公務員共済組合法 又は地方公務員共済組合法の継続長期組合員の身分を有する出向職員。)に係る退職給 付引当金については、仮定貸借対照表に計上を要しないこととしていることから、当 該出向職員に係る退職給付引当金の当期増加額を機会費用として計上する。

具体的には、国家公務員としての勤務年数15年の出向職員を4月1日に採用した場 合には、当該年度末において、自己都合による16年勤務の退職給与所要額を算出し、 期首(15 年勤務)における同様の所要額との増加額(年度途中の採用の場合は、当該増 加額を月割り計算した額。)を機会費用として計上する。

その他の機会費用

その他、各法人の特殊な事情により、国民負担に帰すべき機会費用が存在する場合 には、上記 ~ に準じて適切な機会費用を算出し計上する。

第6章 勘定間の結合

(1) 仮定貸借対照表等の結合

法人設立法の規定等に基づき区分経理を行い、各勘定ごとに決算財務諸表を作成して いる特殊法人等については、各勘定毎の仮定貸借対照表、仮定損益計算書、キャッシュ・ フロー計算書及び仮定利益金処分計算書(又は仮定損失金処理計算書)を作成の上、全て の勘定を結合した仮定貸借対照表、仮定損益計算書等を作成する。勘定間の結合の方法 は、次に定めるところによる。

勘定間の債権・債務は全て相殺して計上する。

勘定間の取引については、費用科目と収益科目とを相殺して計上する。

勘定によって当期(繰越)利益金、当期(繰越)損失金の両者が存在する場合には、

両者を相殺し合計ベースでの当期(繰越)利益金(又は当期(繰越)損失金)を計上する。

(2) 行政コスト計算書の結合

行政コスト計算書については、上記の仮定貸借対照表等の結合方法に係わらず勘定間 の結合は行わず、各勘定ごとの行政コスト計算書を一表に並列的に表示するとともに、 各勘定の単純な合計額を記すこととする。このため、勘定間を結合した仮定損益計算書 を基礎とした行政コスト計算書は作成しないこととなる。

(参考) 行政コスト計算書の結合の具体的イメージ

(平成〇〇年4月1	<u>日~平风〇</u>	<u> ()年3月31</u>		
	A勘定	B勘定	C勘定	合計
業務費用				
仮定損益計算書上の費用				
〇〇業務経費				
一般管理費				
(控除)業務収入				
00手数料収入				
〇〇特許権収入				
•••••				
業務費用合計				
機会費用				
国有財産無償使用の機会費用				
政府出資等の機会費用				
低利借入金に係る機会費用				
公務員からの出向職員に係る退職				
給付引当金増加額				
行政コスト				
		1		

行政コスト計算書 (平成〇〇年4月1日~平成〇〇年3月31日)

(注)合計欄は、A勘定、B勘定及びC勘定の単純合計額である。

第7章 連結行政コスト計算書

1.子会社等との連結

(1) 連結行政コスト計算書の作成

「連結財務諸表原則(平成9年6月6日企業会計審議会)」第三の一に規定する子会社に 該当する会社(以下「子会社」という。)がある特殊法人等については、「同原則」及び「同原 則注解」に従い連結仮定貸借対照表、連結仮定損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算 書等を作成し、これに基づいて連結行政コスト計算書を作成する。また、「同原則」第三 の八に規定する関連会社に該当する会社(以下「関連会社」という。)については、「同原則」 及び「同原則注解」に従い持分法を適用する。

子会社がなく、関連会社のみがある特殊法人等については、「連結財務諸表制度の見直 しに関する意見書(平成9年6月6日企業会計審議会)」二の7の趣旨を踏まえ、「連結財 務諸表原則」及び「同原則注解」に従い持分法を適用した場合の関連会社株式の評価額及 び貸借対照表価額との差額を注記することとする。

なお、複数の勘定を有する特殊法人等において、一の勘定に子会社がある場合は、子 会社がなく関連会社のみがある他の勘定においても、「連結財務諸表原則」及び「同原則注 解」に従い連結決算を行う必要があることに留意する。

(2) 連結の範囲

子会社又は関連会社に該当するか否かの判断については、「連結財務諸表における子会 社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い(平成10年12月8日日本公認会計 士協会監査委員会報告第60号)」の定めるところによる。その概要は以下のとおり。

なお、資金供給業務としての出資についても、当該出資は議決権のある株式等であり、 以下の基準に該当すれば、子会社又は関連会社に該当し、連結決算又は持分法の適用が あることに留意する(「特殊法人等会計処理基準」による、事業資産である出資金(資金供 給業務としての出資)についても、投資その他の資産である関係会社株式と同様の取扱い とする。)。

(子会社)

他の会社の議決権の過半数を実質的に所有している場合。

他の会社に対する議決権の所有割合が50%以下であっても、高い比率の議決権を 保有しており、当該会社の意思決定機関を支配している一定の事実が認められる場 合。なお、一定の事実とは、具体的には次の場合をいう。

- (ア) 議決権を行使しない株主が存在することにより、株主総会において議決権の過 半数を継続的に占めることができると認められる場合
- (1) 役員、関連会社等の協力的な株主の存在により、株主総会において議決権の過 半数を継続的に占めることができると認められる場合
- (ウ) 役員もしくは従業員である者又はこれらであった者が、取締役会の構成員の過 半数を継続的に占めている場合
- (I) 重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等が存在する場合

(関連会社)

他の会社の議決権の20%以上を実質的に所有している場合 他の会社の議決権の15%以上20%未満を実質的に保有している場合であって、次のいずれかに該当する場合。

- (ア) 役員もしくは従業員である者又はこれらであった者であって、財務及び営業又は事業の方針決定に関して影響を与えることができる者が、代表取締役又はこれに準ずる役職に就任している場合
- (イ) 重要な融資(債務保証又は担保の提供を含む。)を行っている場合
- (ウ) 重要な技術を提供している場合
- (I) 重要な販売、仕入その他の営業上又は事業上の取引がある場合
- (オ) 財務及び営業又は事業の方針決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること

(3) 連結行政コスト計算財務書類作成の留意事項

仮定連結貸借対照表、仮定連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、仮定 連結剰余金計算書の作成に当っては、本基準第2章から第5章に定めるところによる ほか、「連結財務諸表原則」及び「同原則注解」に準拠することとする。

連結子会社に法人税等を納付している会社が存在する場合の、当該子会社が納付した法人税等については、仮定連結損益計算書の特別損失の科目の次に法人税等の科目 で費用科目として計上することとし、連結行政コスト計算書の取扱いについても同様 とする。

なお、当該「法人税等」は、連結子会社が納付した法人税等である旨を注記すること とする。

2.連結行政コスト計算財務書類の構成等

(1) 連結行政コスト計算財務書類の体系

子会社との連結行政コスト計算財務書類の体系は、特殊法人等単独で作成される行政コスト計算財務書類と同様の体系とする。

連結行政コスト計算書

添 付

民間企業仮定連結貸借対照表 民間企業仮定連結損益計算書 連結キャッシュ・フロー計算書 民間企業仮定連結剰余金計算書

連結附属明細書

(2) 連結の順序等

法令の規定により、勘定区分を設けている特殊法人等が子会社を有する場合の連結

及び結合の順序は、まず勘定ごとに子会社との連結を行い、勘定ごとの連結行政コスト計算財務書類を作成し、その後に勘定間を結合した連結行政コスト計算財務書類を 作成するものとする。なお、勘定間の結合については、第6章に定める方法による。

(具体例)

- A勘定及びB勘定に区分経理が行われており、それぞれの勘定が子会社を有する場合 〇〇法人連結行政コスト計算財務書類
 - (連結A勘定と連結B勘定とを結合した計算書)
 - A勘定連結行政コスト計算財務書類
 - (A勘定とA勘定の子会社を連結した計算書)
 - B勘定連結行政コスト計算財務書類

(B勘定とB勘定の子会社を連結した計算書)

上記具体例の特殊法人等が作成・開示すべき行政コスト計算財務書類は、次のとお りとなる。

- (ア) 特殊法人等単独(子会社との連結を行わない)の行政コスト計算財務書類 〇〇法人行政コスト計算財務書類
 - ・A勘定並びにB勘定の仮定貸借対照表、仮定損益計算書及びキャッシュ・フ ロー計算書をセグメント情報として附属明細書に添付する。
- (1)連結ベース(子会社との連結を行った)の行政コスト計算財務書類〇〇法人連結行政コスト計算財務書類
 - ・A勘定並びにB勘定の連結仮定貸借対照表、連結仮定損益計算書及び連結キ ャッシュ・フロー計算書をセグメント情報として附属明細書に添付する。
 - (注) 附属明細書については、(ア)の単独分と(イ)の連結分で重複することとなるので、 重複する部分は、開示すべき情報量を低下させない範囲で適宜省略することがで きる。

3.関連公益法人等の取扱い

- (1) 関連公益法人等(次の(2)に規定する公益法人等をいう。)については、資本関係が存在 しないことから、「連結財務諸表原則」に基づく連結決算又は持分法の適用は困難である が、特殊法人等と密接な関係を有しており、国民の関心も強いことから、附属明細書に より、関係情報のディスクローズを徹底することとする。
- (2) 関連公益法人等とは、特殊法人等が出捐、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて 財務及び事業の方針決定の支配をしているか又はそれに対して重要な影響を与えること ができる公益法人等であって、例えば、次のいずれかに該当する法人は、関連公益法人 等に該当するものとするが、次の何れにも該当しない場合であっても、特殊法人等との 間に一定の関係が存在し、国民に情報開示すべきと認められる公益法人等は関連公益法 人等に該当することに留意する。なお、特殊法人等の役職員の福利厚生を目的として設

立されている公益法人等であって、次の に該当しない法人は、関連公益法人等に該当 しないものとすることができる。

役員のうち、特殊法人等の役職員経験者の占める割合が 1/3 以上である公益法人 等。

売上高に占める特殊法人等の発注に係る額が1/3以上である公益法人等。 基本財産の1/5以上を特殊法人等が出捐している財団法人。

会費、寄付等の負担額の1/5以上を特殊法人等が負担している公益法人等。

上記 ~ のいずれかに該当する公益法人等(特殊法人等の役職員の福利厚生を 目的として設立されている公益法人等を含む)の子会社又は関連会社である会社 (「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱 い」の規定に照らし、当該公益法人等の子会社又は関連会社に該当する会社をいう。)。

第8章 附属明細書

仮定貸借対照表及び仮定損益計算書等の内容を補足するため、以下の事項を明らかにした た附属明細書を作成するものとする。

(1) 資本に関する事項

資本金及び資本剰余金の明細及び前事業年度末からの増減額(資本金については、出資の根拠となる法令の規定、政府の出資に係る国の会計区分及び出資者ごとに区分する。)

(2) 資産及び負債に関する事項

有価証券の明細

有価証券の種類ごとに、仮定貸借対照表計上額、前事業年度末からの増減額(取得及び処分の明細を含む。)

事業資産(建設仮勘定を含む。)等の明細

- (ア)本事業年度末の現在額及び前事業年度末からの増減額(取得及び処分の明細を含む。)
 - (注) 当該事業資産の性格、仮定貸借対照表に与える影響等から、時価情報の開示 が重要であると認められるものについては、決算日における当該資産の時価情 報を付記することとする。
- (イ) 減価償却対象資産の場合は減価償却費の明細
- (ウ) 貸付金債権(次の(I)に該当する特殊法人等を除く。)の場合は貸倒引当金等の明細
 及びリスク管理債権(民間金融機関のリスク管理債権の開示基準(銀行法施行規則第
 19条の2第5号ロ)による。(I)において同じ。)の明細
- (I) 資金の貸付けを主たる業務として行っている特殊法人等については、貸出金等に 係る貸倒引当金等の明細並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平 成 10 年法律第 132 号)に基づく開示債権及びリスク管理債権の明細
 - (注) 貸出金等を金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則(平成 10

年総理府令第65号)第4条に規定する破産更生債権及びこれらに準ずる債権、 危険債権、要管理債権、正常債権に区分して、それぞれの区分ごとに債権の額、 保全状況を明らかにするとともに、貸倒引当金等の引当状況(直接償却を含む。) 及びリスク管理債権との関係を示す調書を添付することとする。

なお、貸出金等の範囲は、同条に規定する貸出金、貸付有価証券、外国為替、 未収利息、仮払金及び支払承諾見返とする。

固定資産(事業資産を除く。)の取得、処分及び減価償却費の明細

長期借入金及び債券の明細

- (ア) 長期借入金については、借入先(政府からの借入金の場合は会計区分別に)の名称、 金額及び前事業年度末からの増減額
- (1) 債券については、銘柄(政府保証債の場合はその旨、政府引受債の場合はその旨及 び引き受け会計)及び銘柄ごとに金額及び前事業年度末からの増減額並びに利率
- (ウ) 通常よりも有利な条件による資金調達については、必ず事項立てを行うとともに、 条件及び根拠法令を付記すること

退職給付引当金の明細

退職給与(退職手当)に係る引当金及び厚生年金基金に係る引当金に区分し、区分ご とに退職給付引当金の金額並びに前事業年度末からの増加額及び減少額

その他の引当金の明細

事業資産の明細及び退職給付引当金の明細で明らかにした引当金以外の引当金並び に特別法上の引当金等について、種類ごとに金額並びに前事業年度末からの増加額及 び減少額(特別法上の引当金等については、根拠法令を付記すること。)

その他の主要な資産負債の明細

現金及び預金、受取手形、売掛金、支払手形、買掛金、短期借入金、未収金、未収 収益、未払金、未払費用並びに棚卸資産その他の主要な資産又は負債の種類ごとに金 額並びに前事業年度末からの増加額及び減少額

(3) 主な費用及び収益に関する事項

国庫補助金等の明細

当該事業年度に交付を受けた国庫補助金等(補助金、負担金、交付金、補給金及び補助金適正化法の適用がある委託費をいう。)の名称、国の会計区分、国庫補助金等の額 と仮定貸借対照表及び仮定損益計算書に掲記されている表示科目との関係についての 説明

役員及び職員の給与費の明細

- (ア) 役員及び職員の区分ごとに、当該事業年度に発生した給与費の明細(賞与引当金、 退職給付引当金への繰入額については、当該繰入額を明らかにする。)
- (1) 給与費を事業資産等の原価に配分している特殊法人等にあっては、一般管理費として費用処理された額と事業資産等の原価に配分された額の内訳
 - その他、特殊法人等の事業の特性を踏まえ、重要と認められる費用及び収益の明細

(4) 勘定間の結合に関する事項

結合の結果相殺された各勘定間の債権・債務及び勘定間の繰入れの明細 各勘定ごとの仮定貸借対照表、仮定損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書をセ グメント情報として添付

(5) 子会社等との連結に関する事項

子会社、関連会社及び関連公益法人等について、当該法人の名称、業務の概要、特殊法人等との関係及び役員の氏名(特殊法人等の役職員経験者については、特殊法人等での最終職名を含む。)

特殊法人等が保有する子会社及び関連会社の株式について、一株当りの額、取得価額及び仮定貸借対照表計上額(前事業年度末からの増加額及び減少額を含む。)

関連公益法人等に該当する公益法人の基本財産に対する出捐、拠出、寄付等の明細 並びに公益法人の運営費、事業費等に充てるため当該事業年度において負担した会費、 負担金等の明細

子会社、関連会社及び関連公益法人等に対する債権債務の明細並びにこれらの法人 の総売上高と特殊法人等の発注に係る売上高及びその割合

子会社、関連会社及び関連公益法人等と特殊法人等の取引の関連図

子会社、関連会社及び関連公益法人等の当該事業年度の決算財務諸表(附属明細書を 除く。)の添付

第9章 財務書類の注記

行政コスト計算財務書類には、重要な会計方針、作成日までに発生した重要な後発事象、 重要な会計方針の変更等について注記するものとする。

具体的な注記の内容は以下に掲げる事項を基本とし、特殊法人等の状況を適切に開示す るために必要な会計情報を積極的に注記するものとする。なお、注記の方式、内容等につ いては、本指針の内容に抵触しない範囲で、「特殊法人等の財務諸表における重要な会計方 針等の注記の統一について(平成10年3月13日大蔵省主計局司計課・理財局管理課事務 連絡)」に定めるところによるものとする。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- (3) 固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産・負債の換算基準
- (5) 引当金の計上基準 退職給付引当金については、「退職給付に係る会計基準」六に定める事項を記載す る。
- (6) その他の重要な事項

消費税の会計処理方法
繰延資産の処理方法

保証債務の金額

収益・費用の計上基準

長期請負工事に係る工事進行基準又は工事完成基準の別や、企業会計原則が規定 する通常の計上基準と異なる基準を採用している場合等に、その旨を記載する。 各特殊法人等個別の事項

(7) キャッシュ・フロー計算書に関する事項

「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」第四に定める事項を記載する。

(8) 機会費用の計上基準

国有財産の無償使用に係る機会費用の算出方法(具体的な計算式を含む) 政府出資等に係る機会費用の算出に用いた利子率 通常よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用の算出に用いた利子率 公務員からの出向職員に係る機会費用の対象者数

その他の機会費用の算出方法

(9) 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

(10) 重要な会計方針の変更

第 10 章 適用時期及び経過措置

1.行政コスト計算財務書類の導入時期

行政コスト計算財務書類は、特殊法人等について、説明責任の確保、透明性の向上の 観点から作成、公表するものであり、各方面からは早期公表の要請がある。また、平成 13年度においては、財投機関債の発行が予定されている法人もあり、投資家に対する情 報開示をより一層充実させる観点からも早期の作成、公表が求められるところである。

このような観点から、平成 13 年 3 月期決算(平成 12 年度決算)から行政コスト計算書 等を導入することとする。

2. 平成 12 年度決算に係る経過措置

民間企業に適用される会計基準に準拠した仮定貸借対照表及び仮定損益計算書の作成 に当たっては、退職給付会計等にみられるように専門的な知識等を必要とする会計処理 が存在するところであり、対象法人に対して直ちに本指針の適用を求めることは困難な 面も想定されることから、本指針の完全な適用は平成14年3月期決算(平成13年度決算) からとし、平成13年3月期決算(平成12年度決算)に限り、以下の経過措置を認めるこ ととする。

なお、以下の経過措置により、仮定貸借対照表及び仮定損益計算書を作成する場合は、 財務書類の注記において、 経過措置を講じた旨、 経過措置によることとした(指針の 原則によることが困難な)理由、 経過措置による具体的な計算方法を明らかにしなけれ ばならない。 また、平成13年3月期決算(平成12年度決算)に係る行政コスト計算財務書類の公表の時期については、本指針第1章の4の(4)に係わらず、平成13年9月末までに公表することとする。

(1) 退職給付引当金

「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の積算に相当の作業時間を要 する特殊法人等にあっては、次の 及び の合計額をもって退職給付引当金として計上 することができる。

退職給与(退職手当)については、役職員が自己都合で退職した場合の期末要支給額の100%に相当する額。

年金債務については、厚生年金基金の積立不足額(財政決算における最低積立基準額 (非継続基準)から純資産額(時価)を控除した額をいう。)のうち、特殊法人等の負担と なる額(基金全体の積立不足額を標準報酬総額の比率等の合理的な率で按分した額)。

(2) 貸倒引当金

「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて」又は「金融商品に係る会計基準」 に準拠した貸倒引当金の算定に相当の作業時間を要する特殊法人等にあっては、過去の 貸倒経験率(注)により算定する方法、債権ごとに個別に貸倒れの可能性及び金額を見積 り算定する方法及びこれらを組み合わせる方法等により算定した額を貸倒引当金として 計上することができる。

(注)過去の貸倒経験率について

過去の貸倒償却の実績について、予算の制約等から貸倒れが生じたと認識され た年度において償却を行っていない特殊法人等にあっては、会計処理上の債権償 却の実績に基づく貸倒経験率は用いることができないことに留意する。

(3) 子会社等との連結決算

子会社との連結決算については、特殊法人等との会計処理の統一等に相当の作業時間 を要すること等から、「連結財務諸表原則」に従った連結決算が困難な特殊法人等につい ては、持分法(特殊法人等と子会社の会計処理の統一等を行うことなく、子会社等の純資 産額に持分割合を乗じて得た額をもって貸借対照表価額とする簡便な方式も認められ る。)による連結とすることができる。

なお、子会社との連結キャッシュ・フロー計算書については、子会社においてキャッ シュ・フロー計算書が作成されておらず、決算日に遡って作成することが困難な場合に は、作成しないこととすることができる。

(4) 販売用不動産等の時価評価

販売用不動産等を多く保有しており、時価評価に相当の作業時間を要し、又は外部委 託によった場合には多額の経費を要することとなる特殊法人等にあっては、当該販売用 不動産等の状況に照らし、著しい減価が生じていないと認められる不動産について時価 評価を行わない取扱い、及び評価の精度を著しく損なわない範囲内での簡便な評価方法 を用いることができる。

3.本指針で示していない会計処理の取扱い

(1) 本指針においては、特殊法人等の特性から企業会計原則と異なる会計処理が行われて いる事項及び企業会計原則の新しい基準を中心として、会計処理及び財務書類の作成方 法について、それぞれの指針を示している。

各特殊法人等において、行政コスト計算財務書類を作成するに際し、本指針で具体的 に示していない会計処理が生じた場合には、一般に公正妥当と認められている会計基準 に準拠して会計処理を行わなければならない。

(2) また、各特殊法人等において、本指針に定めた基準に拠り難い特別な事情がある場合 には、行政コスト計算財務書類において開示される会計情報の精度を著しく損なわない 範囲内において、別途の会計処理を行うことができる。

この場合においては、財務書類の注記において、 当該会計処理を行った旨、 当該 会計処理を行うこととした理由、 当該会計処理の具体的な内容等を明らかにしなけれ ばならない。 (補論)

ワーキンググループにおいて議論を行った個別論点等

公企業会計ワーキンググループにおける議論の結果は、できる限り本行政コスト計算書 の作成指針に盛り込んだところであるが、個別具体的な問題であること等から作成指針に 盛り込むことが適当ではないと認められる検討項目も存在する。このような検討項目のう ち、特殊法人等における行政コスト計算書作成の参考に供する必要があると認められる項 目について、以下に記すこととする。

(1) 備蓄石油の貸借対照表価額

石油公団が保有する備蓄石油は、同公団の備蓄勘定の総資産額の約50%を占める重要 な資産であり、時価評価が必要かについて検討を行ったが、以下の理由から、取得原価 をもって仮定貸借対照表価額とすることが適当との結論を得た。

備蓄石油は、我が国への石油の供給が大幅に不足する場合等に備え、国の政策目的 で保有する特別な資産であり、企業会計の通常の棚卸資産には該当しない。

国民に対する開示情報としては、その時価を示すよりも、国民の税金を投入して、 いくら備蓄しているかを示すことに意味がある。

したがって、取得原価をもって仮定貸借対照表価額とするとともに、備蓄に要する コストを開示することが重要である。

なお、上述のとおり、備蓄石油は、石油公団備蓄勘定の重要な資産であり、金額的に も1兆円を超えており、国民に対する説明責任の確保、透明性の向上の観点からは、時 価情報の開示が必要であり、注記又は附属明細書において時価情報を開示することが適 当との結論を得た。

(2) 販売用不動産等の貸借対照表価額

都市基盤整備公団や地域振興整備公団では、区画整理事業等の民間企業では困難な大 規模開発事業を実施しており、その財産は開発事業の実施後において販売されることと なっている。このような不動産について時価評価が必要かについて検討を行った。

都市基盤整備公団や地域振興整備公団が保有する販売用不動産等は、不動産業者等の 民間企業が保有する販売用不動産とその会計上の実質が変わることがなく、時価評価が 必要との結論を得た。ただし、適用すべき基準については、「企業会計原則」に定める時 価が著しく下落した場合の強制評価減か、低価法の適用かで議論が分れた。

更に議論を深め、多くの民間企業においても時価が著しく下落した場合の強制評価減 が適用されているという民間企業における時価評価の実態及び評価に要する特殊法人等 の事務負担や経費等を考慮して、最終的には、本指針第2章の1の(2)に規定しているよ うに、時価が著しく下落した場合の強制評価減の弾力適用を行うこととなった。

なお、国民負担に帰するコストを明らかにするという行政コスト計算書の趣旨・目的 に照らせば、将来的には低価法の適用がより望ましいところであり、民間企業における 動向、特殊法人等における事務処理体制の状況等を踏まえつつ、低価法の適用について 検討を行うことが必要である。

(3) 分収造林勘定の貸借対照表価額

緑資源公団では、森林の水源かん養機能を高める目的で分収造林事業を実施しており、 当該事業に関し同公団が支出した経費(支払利子等を除く。)を分収造林勘定として資産 に計上している。この資産について時価評価が必要かについて検討を行った。

分収造林勘定は、植林から伐採までの長期間の保有を経て販売されることとなる資産 であり、通常の営業循環過程が極めて長期間であり、かつ、現実の資産は成長途上の立 木であることから、その時価評価は技術的に困難な面が多いと想定される。

しかし、当該資産は、将来販売する目的で保有されていると認められることから、販売用不動産等に適用される強制評価減と同様に、企業会計原則第三貸借対照表原則5A ただし書の規定を適用し、時価が取得原価より著しく下落したときは、回復する見込み があると認められる場合を除き、時価をもって仮定貸借対照表価額とすることが適当で ある。また、強制評価減の適用の要否の判断については、本指針第2章の1の(2)のの 規定に準じ、強制評価減の弾力適用を行うことが適当であるとの結論を得た。

なお、分収造林勘定に適用すべき時価については、例えば、将来の販売見込み額から 今後の育林経費見込み額及び販売経費見込み額を控除した正味実現可能額とすることが 考えられるが、本資産の実態に照らし合理的な方法により評価する必要がある。

(4) 道路資産の減価償却

道路資産については、本指針に定めているように、投資実績額をもとに資産価額の推計を行い、償却資産については、定額法による減価償却を実施することとしたところであるが、企業会計の減価償却を行った場合、以下のような問題が生じるとの指摘が行われた。

この問題については、認可された償還期間を耐用年数として、土地を含め減価償却を 行う方法や、無料開放時に想定される土地及び償却資産の未償却残高に相当する額を「企 業会計原則」注解18に定める負債性の引当金として適当な科目を設け引き当てる会計処 理等の検討も行ったが、適切な減価償却の方法についての結論を得られなかった。

一方、行政コスト計算書は、特殊法人等が民間企業として活動を行っていると仮定し た場合の財務書類であり、かつ、現行の財務諸表も並行して作成されることから、本指 針においては、民間企業と同様な減価償却を実施することとしたものである。

(指摘された問題点)

有料道路事業は、建設資金の回収後本来の道路管理者に道路資産を引き継ぐことと なっており、償還期間満了日には資産価額がゼロとなるような会計処理が必要である が、企業会計における会計処理では、非償却資産である土地については、減価償却が 実施されないほか、償却資産についても残存価額(10%)部分については償却が実施さ れない。このため、投下資金の回収状況が分らないほか、本来の道路管理者への道路 資産引継時に土地及び償却資産の残存価額について損失を計上することとなる。

(5) 繰延資産

日本育英会の返還免除繰延資産や都市基盤整備公団の利子収支差額繰延等の繰延資産 は、後日、国から予算措置等が行われる蓋然性が強く、特殊法人等における損失の認識 時期と国からの予算措置等の時期のズレを調整するために繰延資産として計上されてい るものである。

このため、特殊法人等単独で考えれば、資産性が認められるとの議論もあるが、国と 特殊法人等を連結して考えれば、特殊法人等で損失を認識できる時点において、行政コ ストは発生していると考えるのが適当であり、繰延資産としての計上を認めない取扱い としたものである。

このような繰延資産と同様に、日本道路公団の政府補給金調整勘定についても、資産性を認めない取扱いとするのが適当であるとの結論を得た。

なお、これらについては、後日国からの財源措置等が行われる蓋然性が強いことから、 注記等において適切に説明することが必要である。

(6) 貸倒引当金

貸倒引当金については、本基準において、「預金等受入機関に係る検査マニュアル」又 は「金融商品に係る会計基準」に準拠して、適切な額の引当金計上を求めているところで あるが、以下のような場合に、これらの簡便法の適用が認められるかの検討を行ったが、 以下のような見積り方法は、「預金等受入機関に係る検査マニュアル」及び「金融商品に係 る会計基準」が認めている範囲内での対応であるとの結論を得た。

いずれにせよ、「預金等受入機関に係る検査マニュアル」又は「金融商品に係る会計基準」に準拠するほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣習に従い、貸倒れのリスクが認められる債権については、合理的な額の引当金を計上する必要がある。

過去のデータ蓄積との関係から、債務者区分ごとの貸倒れ実績を過去3算定期間分 把握することが困難な場合に、把握可能な実績を用いること……十分なデータの蓄積 がない等合理的な理由が存在する場合は、適切なものと認められる。

小口の貸付債権が大量に存在する場合に、延滞状況等の基準に基づきグルーピング して貸倒れリスクの見積りを行うこと……多数の同種、小口の貸付金、例えば、住宅 ローン等については、合理的な基準によりグルーピングを行い、グルーピングごとの 貸倒れ実績率により貸倒れリスクの見積りを行うことも認められる。

(7) 投融資損失引当金

石油公団においては、海外及び本邦周辺の海域における石油等の探鉱等に対し、出資 又は貸付けにより資金を供給する業務を実施している。このような投融資については、 石油等の探鉱期間中は引当金を計上しない取扱いとし、探鉱の結果が判明した時点にお いて将来キャッシュ・フローに基づき所要の引当金を計上する会計処理を行っていると の説明を受けた。

一般に石油等の探鉱プロジェクトは極めてリスクの高い事業であり、当該プロジェクトに投下された資金は、「研究開発費に係る会計基準」に準拠して費用処理を行う必要はないかの観点から検討を行った。

石油公団の投融資先であるプロジェクト会社では、投下した事業費を探鉱の結果が判 明する時点まで資産計上し、生産に至った場合は生産高比例法等による償却、あるいは 不成功の場合はその期の損失金として処理する会計処理が行われている。

また、石油公団における実務処理の状況について詳細に聴取したところ、 プロジェ クト会社の財務処理については会計監査人の監査を受けていること、 探鉱期間は長く ても5年程度であり、その中でもいくつかの段階に区分し、次の段階に進むべきかどう かの審査を実施していること、 探鉱段階であっても、終結を視野に入れた査定を行っ ており、11年度決算においては、探鉱中の4社について投融資損失引当金の計上を行っ ているとのことであった。

以上の諸点を踏まえ検討した結果、現行の石油公団の会計処理は妥当であろうとの結 論に到達した。ただし、探鉱期間中を条件として一律に取り扱うのではなく、石油公団 の実際の会計処理にも見られるように、探鉱期間中であってもリスク評価を行い、毀損 のおそれが強いものについては、引当金の計上を行う必要があるとの結論を得た。

(8) 特別法上の引当金等

特殊法人等の本来の貸借対照表には、特殊法人等の設立法や財務会計省令等の規定に 基づき、特別法上の引当金等を計上しているものがあり、このような特殊法人等に特有 な特別法上の引当金等の計上の適否について検討を行った。全ての特殊法人等について 検討を行うことは困難なため、行政コスト計算書の試作を依頼した4法人を中心に検討 を行ったところ、特殊法人等の業務の特性等から、当該引当金等の計上の必要性も認め られるところであるが、当該引当金への繰入額は、多くの場合収益の一定割合の繰入れ や利益の範囲内での繰入れとなっており、企業会計上の引当金の要件である負債性が認 められないものであった。

一方、行政コスト計算書は、特殊法人等が民間企業として活動を行っていると仮定し た場合の財務書類であり、かつ、現行の財務諸表も並行して作成されることから、本指 針においては、民間企業と同様に、負債性が認められる場合に限って、このような特殊 法人等に特有な引当金等の計上を認めることとし、負債性が認められない場合は、計上 しない取扱いとした。

(9) 研究開発法人への政府出資

研究開発法人では、政府からの出資金を用いて、研究開発の業務を実施している。そして、研究開発の成果は、無形のノウハウ等であり、企業会計原則が研究開発費を繰延 資産として計上することを認めないこともあり、貸借対照表に資産として計上すること が困難となっている。 このため、研究開発法人の多くは、累積欠損金を抱えている状況にあり、研究開発費 として使用された出資金については、貸借対照表上見合いの資産科目が存在しないこと、 及び研究開発費として支出された部分は、支出された時点で既に行政コストとして認識 されていることから、行政コスト計算の政府出資金等に係る機会費用の計算において、 累積欠損額を控除した後の資本金とすべきではないかとの観点から検討を行った。

また、研究開発法人とは逆に利益を内部留保している法人について、当該内部留保利 益は本来は国民に配当されるべき性格のものであり、一旦配当が行われ再度出資された との考え方の整理を行い、内部留保利益を資本金とみなして機会費用の計算基礎に含め る必要がないかについても検討を行った。

議論の結果、研究開発法人の会計上の実態に着目すれば累積欠損金を控除した後の資本金を基準として機会費用を計算することにも一定の合理性が認められるが、研究開発法人についてのみ特別な取扱いとする合理的な説明が困難であること、また内部留保額を加えることとなれば、経営努力を行った特殊法人等が経営努力を行わなかった特殊法人等に比して行政コストが増大する結果になるという問題が生ずること等から、累積欠損金の控除又は内部留保額の加算はいずれも行わないこととした。

なお、このような会計処理の結果、「研究開発費に充てる資金供給を出資金により行っ ていること等についての議論を喚起するきっかけにもなろう。」との観点から、累積欠損 金を控除しない処理としたものである。

(10) 非課税とされている固定資産税の取扱い

特殊法人等においては、公共性の高い業務を担っているため、業務用の固定資産について、固定資産税が非課税とされている場合がある。このような非課税とされている固定資産税については、行政コスト計算の機会費用に加算する必要があるかについて検討を行った。

非課税とされている固定資産税の取扱いについては、固定資産の利用目的から公共性 が高いと認められる場合に限って非課税とされており、特殊法人等が保有する固定資産 が網羅的に非課税とされているものではないこと、民間企業においても非課税とされて いる場合があること等から、機会費用に加算する必要はないとの意見があったが、他方、 固定資産税は個々の客体に着目して非課税の整理が行われており、特殊法人等の間でも、 統一的な固定資産税の負担とはなっていないことから、行政コストとして認識すること が必要との意見もあった。

このような意見を踏まえ検討を深めたが、現行の制度を前提としたコスト認識が適当 との整理を行い、非課税とされている固定資産税については、機会費用に加算しない取 扱いとした。

(11) 貸付受入金の科目

公庫は、貸付実行(金銭消費貸借契約締結)をもって貸付金の全額を借入者に資金交付 することはせず、借入対象事業等の進捗に応じて、その都度貸付資金を交付する方式を 採っている。このため、公庫の現行の貸借対照表においては、貸付実行額を貸付金とし て資産の部に計上するとともに、貸付資金の未交付額については、貸付受入金として負 債の部に計上されている。

これは、金銭消費貸借契約が要物契約であり、その成立には金銭の引渡しが必要となる が、公庫においては資金使途の確認や債権保全上の必要から、貸付実行と同時に貸付資 金の全額を借入者に交付しない場合があり、その際、貸付金の全部又は一部を借入者名 義の貸付受入金として受け入れる形を採ることにより金銭消費貸借契約の成立について 問題が生じないようにしているためである。

民間企業の財務諸表には貸付受入金の科目は見られないことから、仮定貸借対照表に おける表示方法について検討を行った。議論の結果、公庫の貸付業務の実態を踏まえ、 貸付受入金については、未貸付額の科目により資産の部に貸付金の控除項目として表示 するとともに、その旨を注記において説明することが適当との結論を得た。

財政制度等審議会 財政制度分科会 法制·公企業会計部会委員名簿

(平成 13 年 6 月 19 日現在)

公企業会計小委員会

部会長兼 小委員会長 水口弘一 野村総合研究所顧問 島 田 晴 雄 慶應義塾大学教授 委員 臨時委員 会 田 一 雄 慶應義塾大学教授 足助明郎 三井住友銀行副頭取 安藤英義 一橋大学教授 伊藤 東京大学大学院教授 眞 塩野 宏 東亜大学通信制大学院教授 高木勇三 日本公認会計士協会常務理事 中村芳夫 経済団体連合会専務理事 兵 藤 廣 治 保証事業会社協会常任参与 藤 原 作 弥 日本銀行副総裁 山崎 潮 法務省民事局長 宗 岡 徹 日本興業銀行人事部副参事 村 山 徳五郎 東北公益文科大学教授 吉富 勝 アジア開発銀行研究所所長

公企業会計ワーキング・グループ

臨時委員	会田一雄	慶應義塾大学教授 (座長)
	高木勇三	日本公認会計士協会常務理事
	兵藤 廣治	保証事業会社協会常任参与
専門委員	井 上 隆	経済団体連合会 経済本部経済法制グループ兼税制グループ副長
	内田知男	三井住友銀行経営企画部長
	梅森 徹	日本銀行企画室企画第二課長
	梶川 融	太陽監査法人代表社員
	木 村 琢 麿	千葉大学助教授
	黒 川 行 治	慶應義塾大学教授
	佐々誠一	太田昭和センチュリー監査法人理事
	万代 勝信	一橋大学教授

法制・公企業会計部会 公企業会計小委員会の審議状況

○第1回(平成12年10月31日)

- ・部会長代理指名(東京証券取引所 山口 光秀 顧問)
- ・部会の運営について
- ・現行の特殊法人等会計処理基準について
- ・独立行政法人会計基準(企業会計の動向を含む)について 〇第2回(平成12年11月16日)
 - ・英国のエージェンシーの会計制度について
 - ・特殊法人等改革を巡る諸情勢について
- ○第3回(平成12年11月30日)
 - ・米国の政府支援企業の現状について
 - ・論点整理に向けた自由討議
- ○第4回(平成12年12月18日)
 - ・論点整理取りまとめ
 - ・米国における政府関係法人について
- (ワーキング・グループにおける検討(平成 13 年 1 月~5 月))

○第5回(平成13年6月4日)

- ・ワーキング・グループ検討結果の報告
- ・最終報告取りまとめに向けた自由討議

○第6回(平成13年6月19日)

- ・最終報告書取りまとめ
- ・特殊法人等改革を巡る諸情勢について
- ・公会計に係る透明性・説明責任の向上に向けた取り組みについて

(注)

第1回から第4回:財政制度審議会 公企業会計部会

第5回及び第6回:財政制度等審議会財政制度分科会 法制・公企業会計部会公企業会計小委員会

公企業会計ワーキング・グループの審議状況

○第1回(平成13年1月29日)

・WG所属委員の紹介、座長指名(慶應義塾大学 会田 一雄 教授)

・WGの今後の運営について

・行政コスト計算書等試作の指針について

○第2回(平成13年2月9日)

・行政コスト計算書試作の指針の取りまとめ

○第3回(平成13年3月15日)

・行政コスト計算書試作にかかる特殊法人ヒヤリング(1) 〇第4回(平成13年3月23日)

・行政コスト計算書試作にかかる特殊法人ヒヤリング(2) 〇第5回(平成13年4月6日)

・ヒヤリング結果を踏まえた個別論点の検討(1) 〇第6回(平成13年4月13日)

・ヒヤリング結果を踏まえた個別論点の検討(2) 〇第7回(平成13年4月20日)

・ヒヤリング結果を踏まえた個別論点の検討(3) 〇第8回(平成13年4月27日)

・ヒヤリング結果を踏まえた個別論点の検討(4) 〇第9回(平成13年5月11日)

・最終報告取りまとめに向けた意見集約(1) 〇第10回(平成13年5月18日)

・最終報告取りまとめに向けた意見集約(2) 〇第11回(平成13年5月25日)

・最終報告書取りまとめ

特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針適用法人

(平成13年6月19日現在)

		(平成13年6月19日現在)	
(公 団)	中小企業金融公庫	公害健康被害補償予防協	
緑資源公団	住宅金融公庫		
石油公団	(金庫・特殊銀行)	(認可法人)	
地域振興整備公団	国際協力銀行	総合研究開発機構	
日本道路公団	日本政策投資銀行	自動車安全運転センター	
首都高速道路公団	(その他の特殊法人)	預金保険機構	
阪神高速道路公団	北方領土問題対策協会	通信・放送機構	
水資源開発公団	国民生活センター	平和祈念事業特別基金	
日本鉄道建設公団	国際交流基金	日本銀行	
新東京国際空港公団	日本育英会	国家公務員共済組合連合	
本州四国連絡橋公団	日本原子力研究所	会	
都市基盤整備公団	理化学研究所	日本万国博覧会記念協会	
(事業団)	日本芸術文化振興会	通関情報処理センター	
簡易保険福祉事業団	日本学術振興会	海洋科学技術センター	
国際協力事業団	核燃料サイクル開発機構	医薬品副作用被害救済・ 研究振興調査機構	
宇宙開発事業団	放送大学学園		
科学技術振興事業団	日本体育・学校健康セン	日本障害者雇用促進協会	
日本私立学校振興・共済	ター	海洋水産資源開発センター	
事業団	日本労働研究機構	農水産業共同組合貯金	
労働福祉事業団	心身障害者福祉協会	保険機構	
社会福祉・医療事業団	勤労者退職金共済機構	野菜供給安定基金	
農畜産業振興事業団	雇用・能力開発機構	生物系特定産業技術研 究推進機構	
金属鉱業事業団	年金資金運用基金		
中小企業総合事業団	農林漁業団体職員共済	農林漁業信用基金	
運輸施設整備事業団	組合	情報処理振興事業協会	
環境事業団	農業者年金基金	基盤技術研究促進センター	
(公庫)	日本貿易振興会	産業基盤整備基金	
沖縄振興開発金融公庫	新I礼I [:] 一·産業技術総	日本下水道事業団	
公営企業金融公庫	合開発機構	自動車事故対策センター	
国民生活金融公庫	奄美群島振興開発基金	海上災害防止センター	
農林漁業金融公庫	国際観光振興会	空港周辺整備機構	